

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレイブ研削器具（JMDN 70901000）

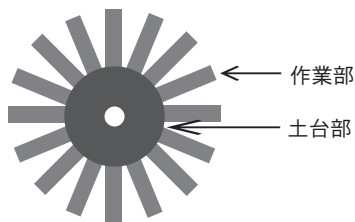
ナイロン職人

【形状・構造及び原理等】

組成： 66ナイロン、酸化アルミニウム

外観： ホイール状ブラシ

構造：



成分：作業部）66ナイロン、酸化アルミニウム
土台部）塩化ビニール

【使用目的又は効果】

(1) 使用目的、用途

歯科技工物製作過程において、アクリルレジン、ポリカーボネイト樹脂等の表面研磨に用いる。

【使用方法等】

技工用レーズ研磨機（以下、「研磨機」）にて任意の速度で回転させて、歯科技工物を軽く接触させながら研磨作業を行なう。
（研磨効果・目的に応じてブラシ部に研磨剤を適量塗布して使用する）

尚、研磨作業の際は必ず研磨機の操作手順に従うこと。

【使用上の注意】

- (1) 研磨機に取り付ける前に、外観検査を行なうこと。
変形、割れ、欠け等がある場合は使用禁止。
- (2) 研磨機は適正なものを使用すること。
（フランジの付いたものが望ましい）
また、研磨機のシャフト部の変形、傷、汚れ、錆のあるものは使用しないこと。
- (3) 本品を取り付ける前に研磨機の回転方向を確認すること。
- (4) 本品の穴径が機械に適合しない場合、無理に押し込んだり、穴径の改修を行なわないこと。
- (5) 作業開始前に1分間以上、本品を取り替えた際は3分間以上の試運転を行なうこと。
- (6) 被包に表記されている最高使用回転数を超えての使用は絶対に行なわないこと。
- (7) 研磨作業の際には粉塵が発生する。
粉塵による人体への影響を避けるため、防塵マスク、手袋等の適切な防塵装備の使用と集塵装置の設置を義務付けること。
また、眼の損傷を防ぐため、保護めがねを着用すること。

(8) 本品回転中は手、足、指等が触れない様に注意すること。
また、回転が完全に止まらないうちに研磨機を加工物等に接触させないように注意すること。

(9) 本品の側面を使用したり加工物に無理に押し付けたりしないこと。

(10) 研磨後は加工物に本品や研磨剤の成分が付着している為、
パフ用クリーナー等できれいに洗浄することが望ましい。

(11) 本品は記載の用途以外には使用しないこと。

(12) 歯科医師、歯科技工士以外は使用しないこと。

(13) 使用後は消防法、産業廃棄物処理法に従って処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

(1) 貯蔵・保管方法

品質、性能等の劣化防止の為、火気厳禁で直射日光を避けた
室温40℃以下の場所で保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

(1) 製造販売業者・製造業者

氏 名： 有限会社 秋山産業

住 所： 〒572-0865

大阪府寝屋川市小路北町7番29号

電話番号： 072-822-6936